

11月9日(月)～15日(日)

秋の火災予防運動

全国統一防火標語 「消えるまで ゆっくり火の元 ならめっ子」

この運動は、火災が発生しやすい気候となる季節を迎えるにあたり、皆さんに防火に関する正しい知識と防火行動力を高めてもらうことで、火災の発生や拡大を防止し、尊い生命と財産を守ることが目的としています。

これから寒くなり、ストーブ等の暖房器具の使用が多くなります。皆さん一人ひとりが防火の意識を持ち、火災を出さないよう十分な注意をお願いします。

「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」 「住宅用火災警報器を設置しましょう！」

3つの習慣

- ①寝たばこは絶対しない。
- ②ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器を設置する。
- ④お年寄りや身体の不自由な方を守るために、となり近所との協力体制をつくる。

南越消防組合管内火災発生件数

(平成21年中、9月1日現在)

☆件数 22件(町内3件)

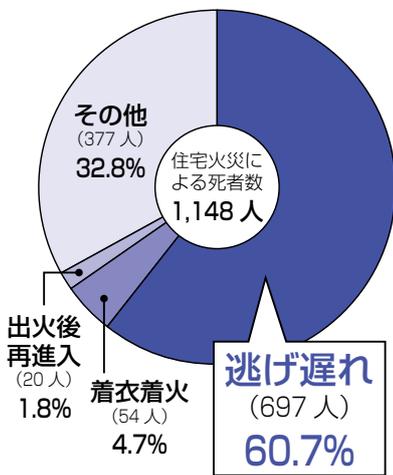
☆主な原因 電灯・電話等の配線、コンロ、

たばこ、ストーブ

問合せ

南消防署 ☎45-0119
河野分署 ☎48-3119

火災による要因別死者発生状況 (平成20年版消防白書)



近年、住宅火災の死亡原因として『逃げ遅れ』が最も多くなっています。米国等では住宅用火災警報器等の設置が義務付けられ、その普及に伴い火災による死者数が半減しています。そこで、日本でも火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器の設置が火災予防条例で義務付けられました。大切な家族や財産を守るためにも早期に設置しましょう。

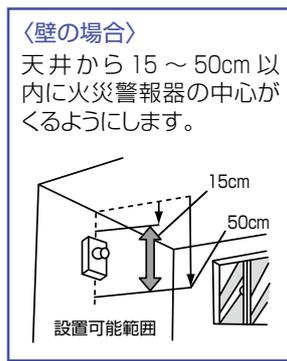
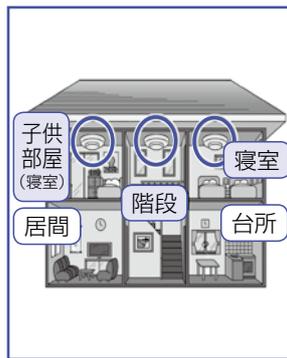
住宅用火災警報器の設置が義務化された場所は？

- ①寝室
- ②階段(寝室が2階以上にある場合)
- ③寝室以外の居室(7㎡以上)が5室以上ある階の廊下

住宅用火災警報器の種類は？

- ①煙式火災警報器
煙が火災警報器に入ると音や音声で知らせます。
- ②熱式火災警報器
警報器の周囲温度が一定の温度に達すると音や音声で知らせます。

寝室・階段には、煙式火災警報器を設置してください。台所や居間には、設置義務はありませんが、努めて熱式火災警報器を設置しましょう。



悪質な訪問販売にご用心！

消防署が住宅用火災警報器を直接販売することや、販売を業者に委託することはありません。粗悪品を売りつけたり、高額な請求をする悪質な訪問販売には注意してください。

住宅用火災警報器広報キャラ
【安心ロボNSくん】

